

事務連絡
令和4年12月28日

地区薬剤師会担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

パキロビッド®パックの医療機関及び薬局への配分について
(別紙、質疑応答集の改正)

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日本薬剤師会を通じ、厚生労働省よりパキロビッド®パックの対応薬局の選定に係る要件等の改正があった旨、連絡が参りましたのでお知らせいたします。

今般の主な改正点は、「ラゲブリオの処方実績を問わない」、「供給の役割を担う薬局」の考え方を廃止し、対応薬局の在庫数の上限を一律で最大 40 人分まで引き上げる等となりました。

つきましては、パキロビッド®パックの対応薬局としての登録は、**ラゲブリオの処方実績の有無に関わらず登録が可能となりました**ので、より多くの会員の薬局にご登録いただきますよう、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001029357.pdf>

東京都福祉保健局登録サイト

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/corona_portal/iryokikan/keikouyaku_touroku.html

担当事務局

東京都薬剤師会 薬局業務課

E-mail: gyomu@toyaku.or.jp

日薬業発第367号
令和4年12月26日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の
医療機関及び薬局への配分について（別紙、質疑応答集の改正）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬「パキロビッド」の医療機関及び薬局への配分については、令和4年9月29日付け日薬業発第240号ほかにてお知らせしたところですが、このたび別添のとおり事務連絡の改正がなされ、厚生労働省医薬生活衛生局総務課より本会宛周知依頼方連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般の改正においては、今後の感染拡大に備え、パキロビッド対応薬局の選定に係る要件を見直す（ラゲブリオの処方実績を問わない等）とともに、「供給の役割を担う薬局」の考え方を廃止し、対応薬局の在庫数の上限を一律で引き上げる対応がなされました（最大40人分）。

また、対応薬局数の上限目安が「各都道府県の二次医療圏の数+保健所設置市・特別区の数」×20とされるとともに、都道府県の判断により、在庫配置数上限を調整することにより対応薬局を増やす等の対応も可とされております。

なお、医療機関側の体制として、在庫を配置する医療機関（有床）は都道府県のリストに掲載される必要がありますが、在庫を配置しない有床診療所や無床診療所は都道府県の選定するリストに掲載される必要はなく、医療機関自らパキロビッド登録センターに登録することにより取扱いが可能とされており、改めて質疑応答集で周知されました（Q3参照）。対応薬局においては、パキロビッド登録センターにて提供される医療機関のリストにより確認が可能です。

貴会におかれましては、今般の改正に伴う対応薬局の選定に際し、引き続き地域の実情に応じた関係者との連携、医薬品提供体制の充実につきまして格別のご高配を賜りますとともに、貴会会員への周知につきましてもよろしくお願い申し上げます。

なお、事務連絡にはこれまでに引き続き、配送料に薬剤交付支援事業が活用可能な旨が記載されておりますが、同事業については都道府県により実施状況が異なることから、各都道府県の状況を行政や医師会等と共有いただく等、また季節性インフルエンザ患者への対応との違い等も含め、地域住民・患者に混乱が生じることがないよう、あわせてご高配の程をお願い申し上げます。



<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（別紙、質疑応答集の改正）
（令和4年2月10日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡、令和4年12月23日最終改正）
（追加・修正箇所の下線あり）

事 務 連 絡
令和4年12月23日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の
医療機関及び薬局への配分について（別紙、質疑応答集の改正）

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。